

議案第 号

市道路線の認定について

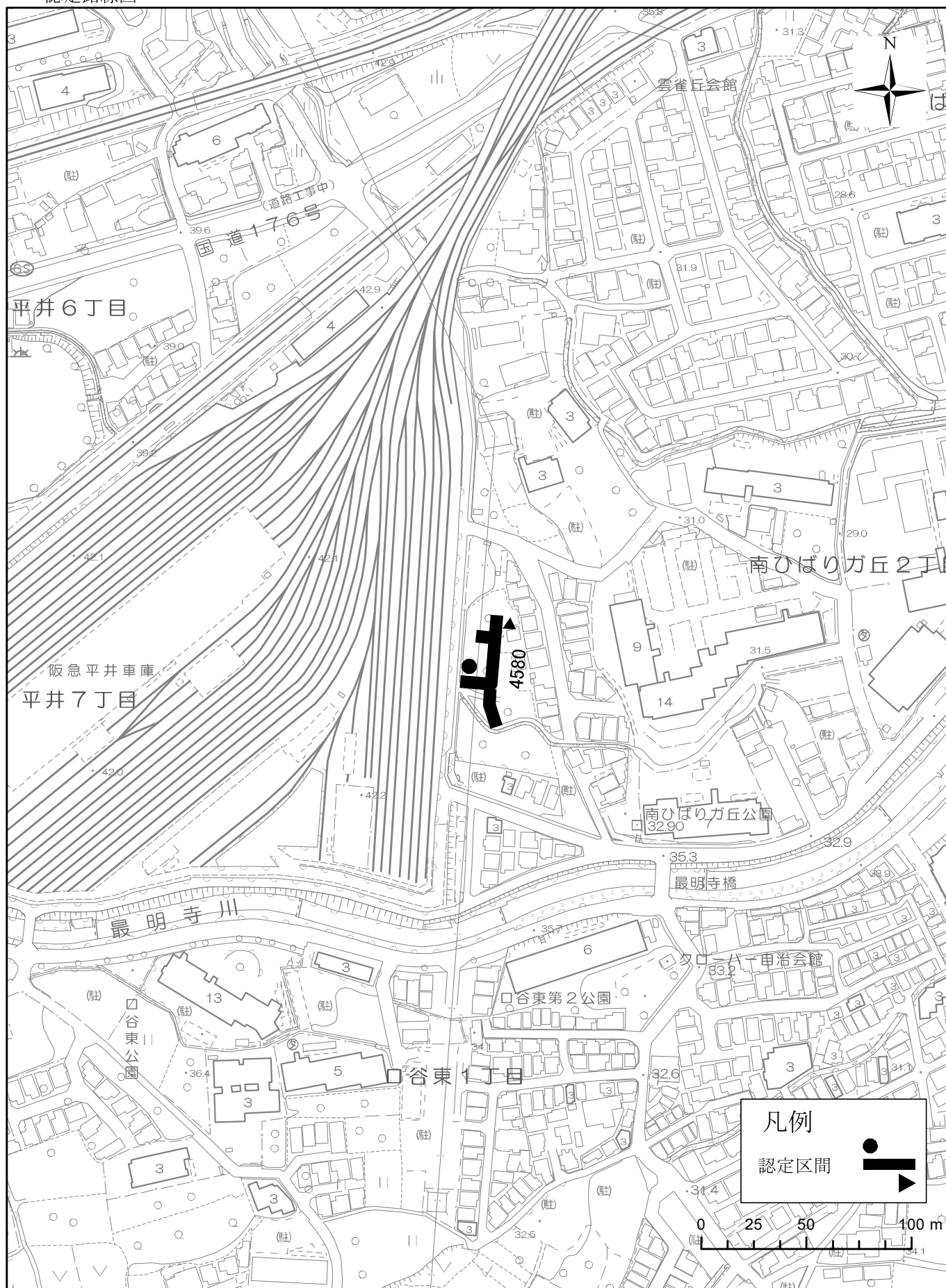
次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

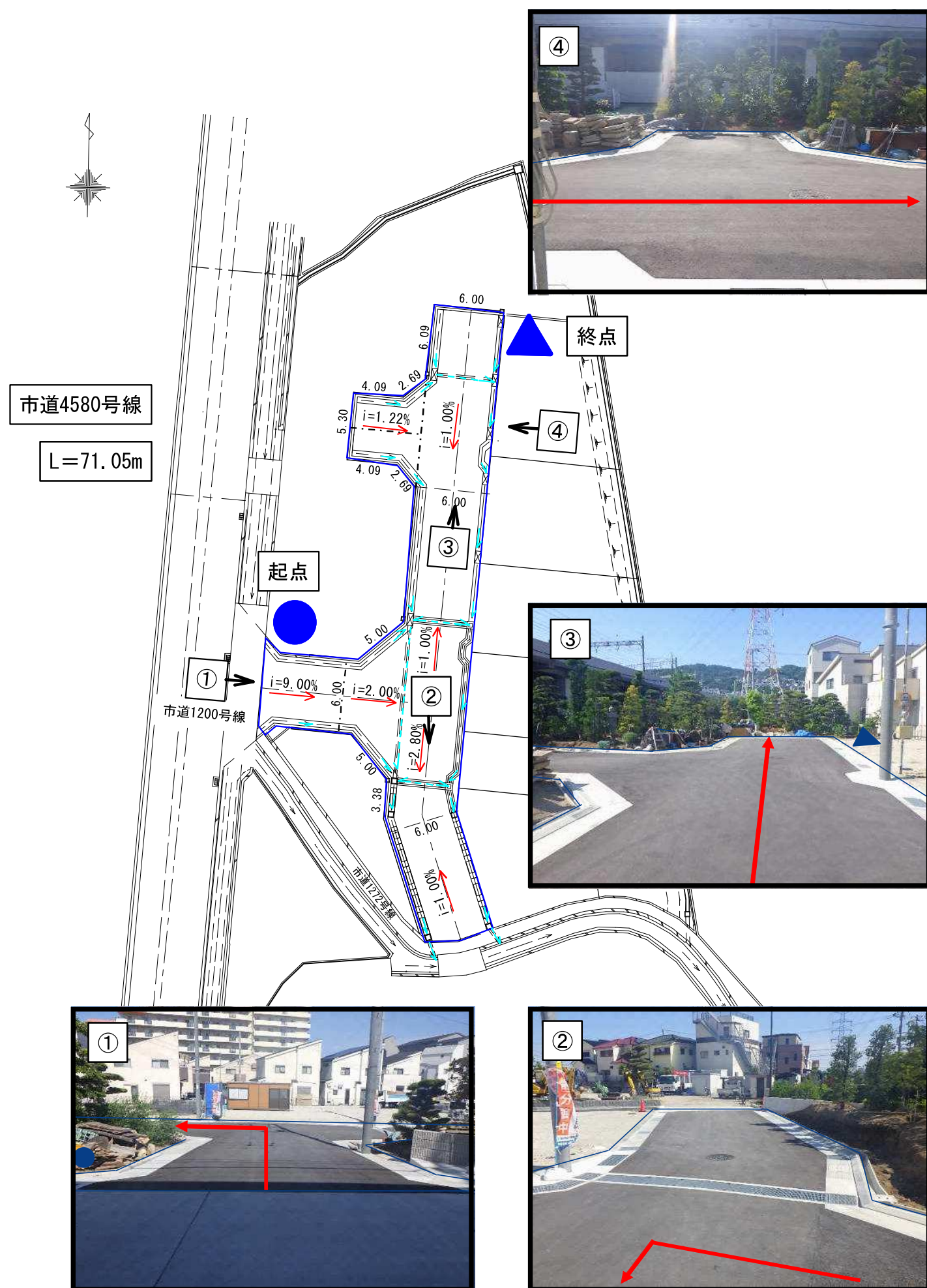
令和6年（2024年）9月2日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

整理 番号	路 線 名	認 定 区 間		重要な 経過地	備 考	
					路 線 延 長	路 線 幅 員
4580	4580号線	起 点	南ひばりガ丘2丁目140番1		m 71.05	m 最大 6.00 最小 5.30
		終 点	南ひばりガ丘2丁目140番6			

市道路線の認定について
認定路線図





議案第 号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

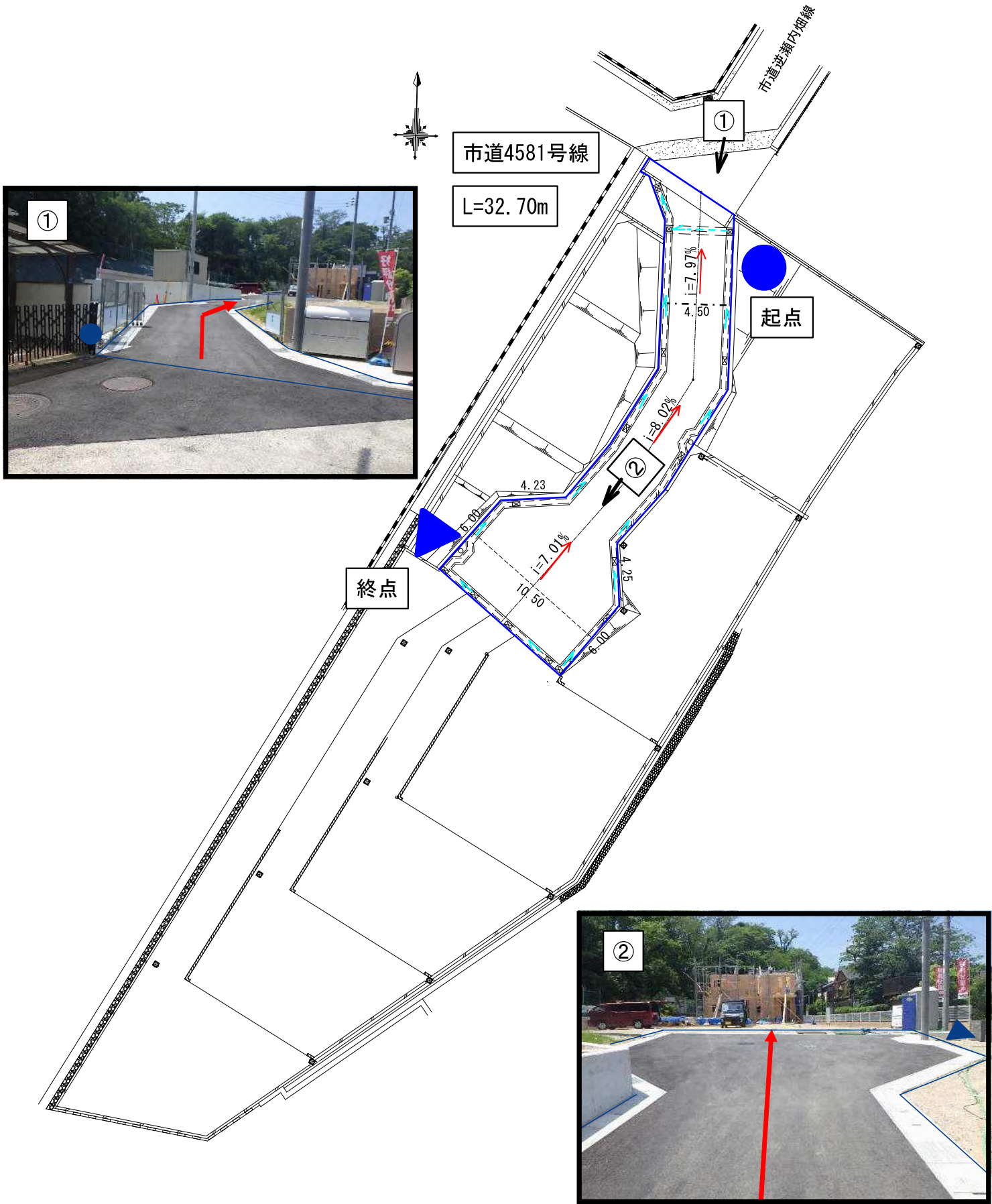
令和6年（2024年）9月2日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

整理 番号	路 線 名	認 定 区 間		重要な 経過地	備 考	
					路 線 延 長	路 線 幅 員
4581	4581号線	起 点	千種4丁目184番9		m 32.70	m 最大 10.50
		終 点	千種4丁目184番10			最小 4.50

認定路線図





議案第 号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

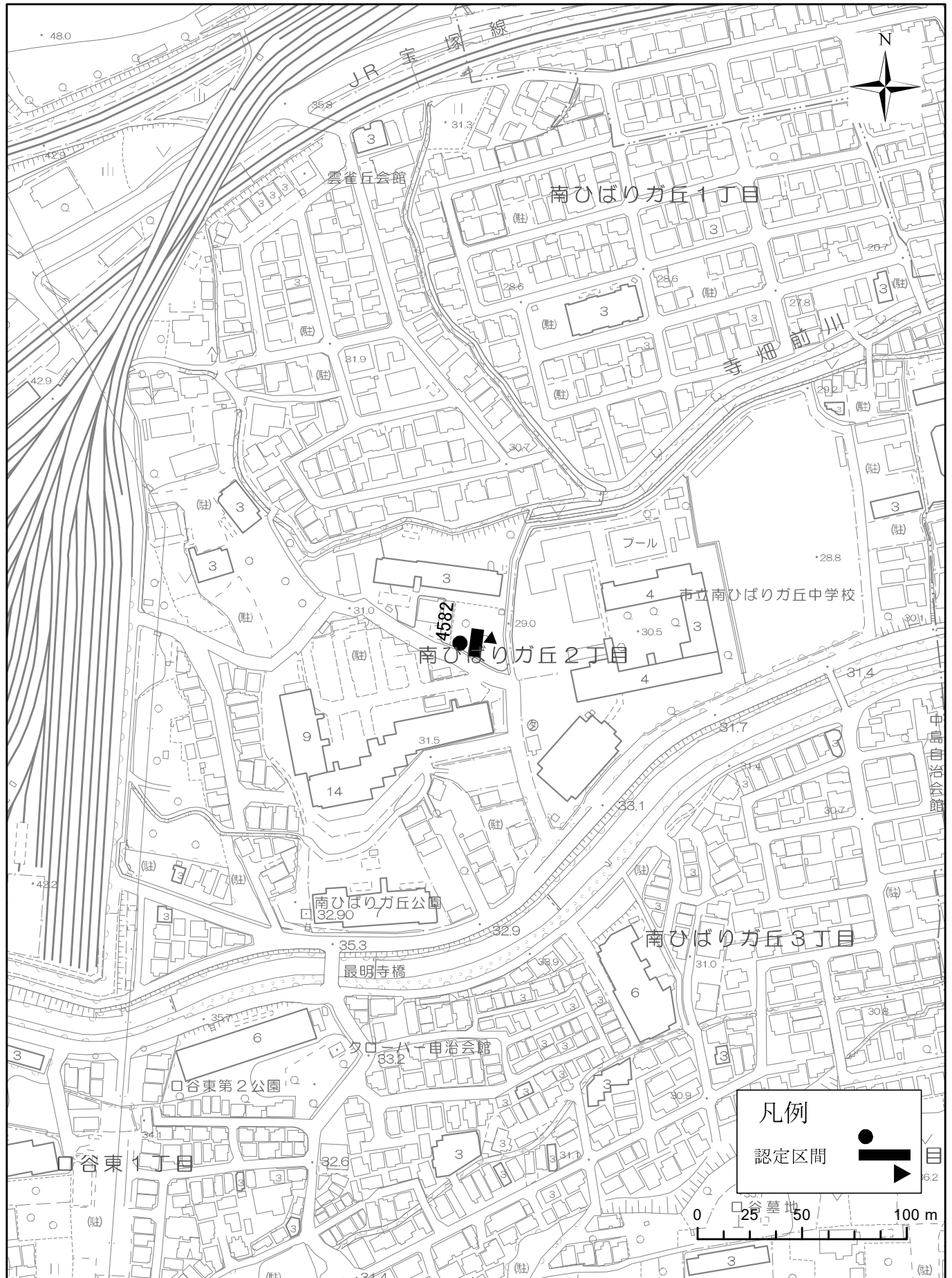
令和6年（2024年）9月2日提出

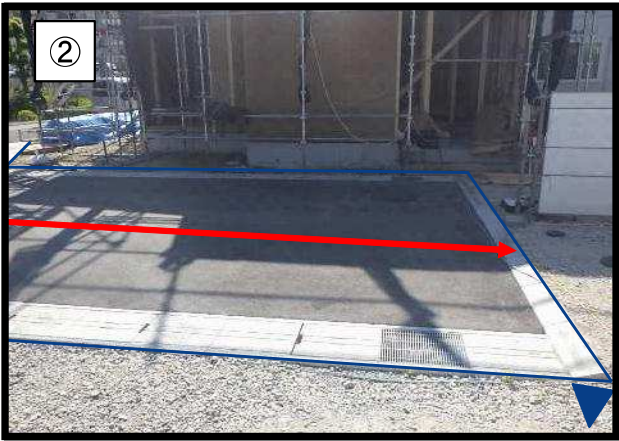
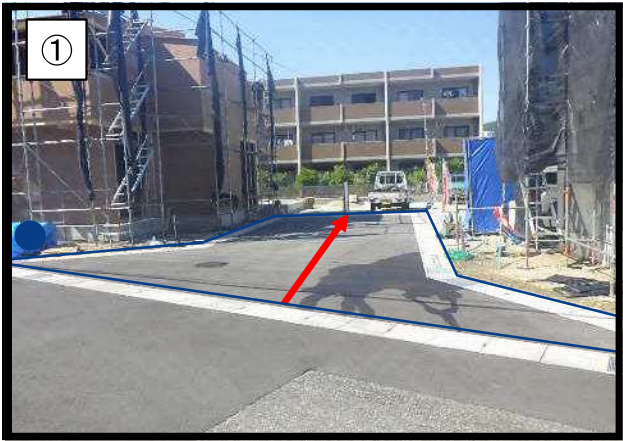
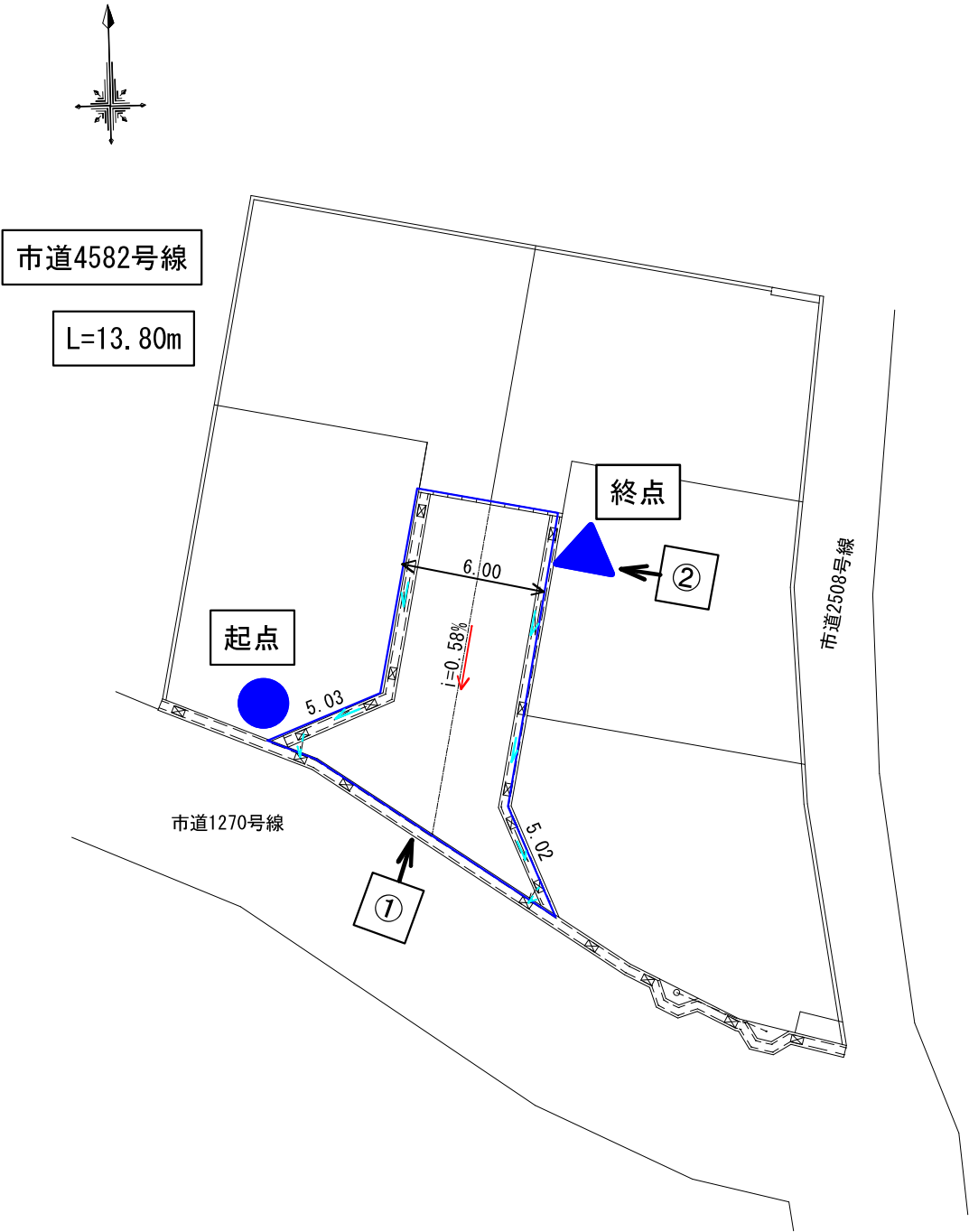
宝塚市長 山 崎 晴 恵

整理 番号	路 線 名	認 定 区 間		重要な 経過地	備 考	
					路 線 延 長	路 線 幅 員
4582	4582号線	起 点	南ひばりガ丘2丁目115番10		m 13.80	m 最大 6.00
		終 点	南ひばりガ丘2丁目115番7			最小 6.00

議案第 号

市道路線の認定について
認定路線図





議案第 号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

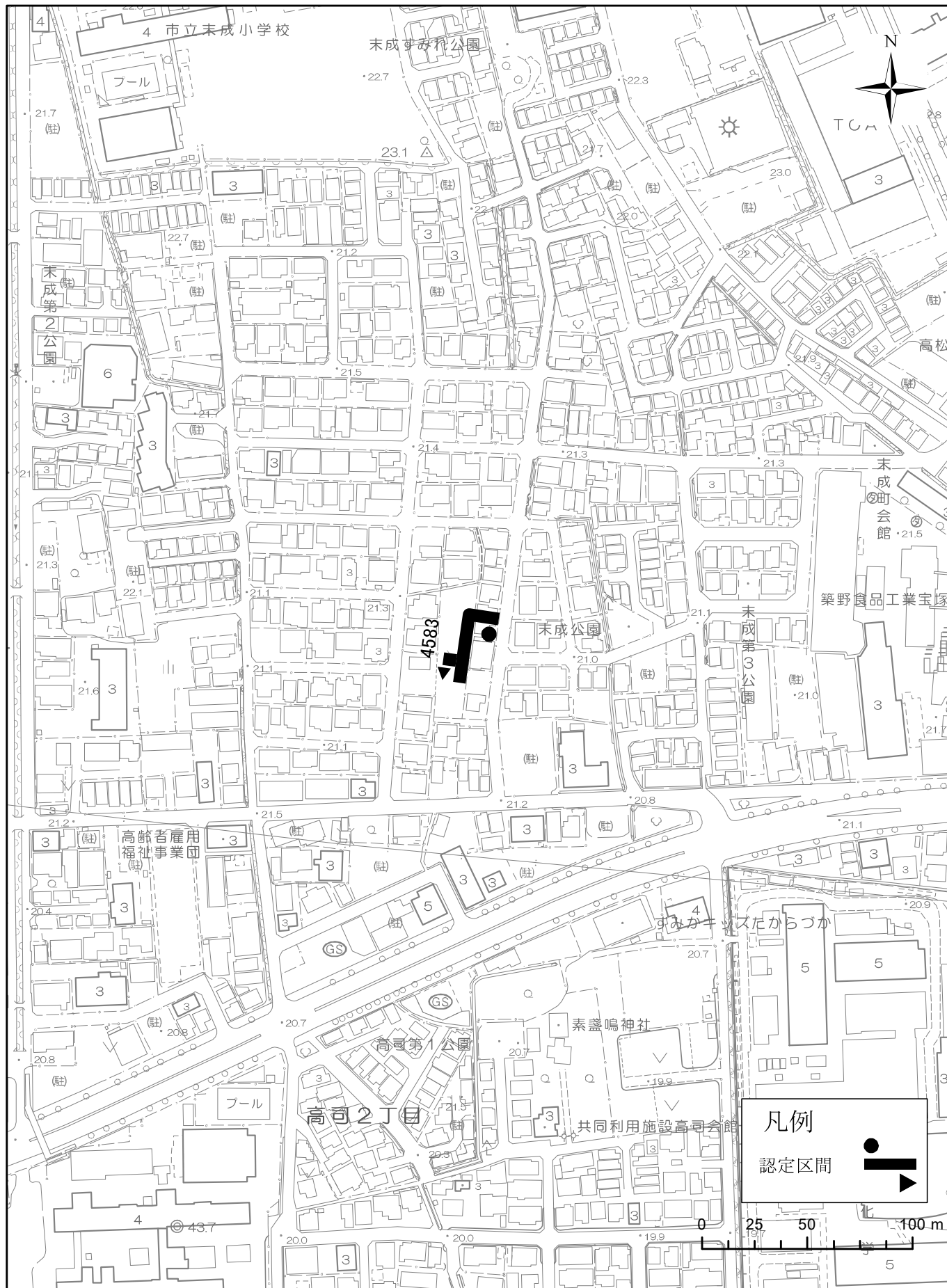
令和6年（2024年）9月2日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

整理 番号	路 線 名	認 定 区 間		重要な 経過地	備 考	
					路 線 延 長	路 線 幅 員
4583	4583号線	起 点	末成町6番202		m 53.35	m 最大 6.00
		終 点	末成町152番6			最小 5.30

議案第 号

市道路線の認定について
認定路線図



1. 議案第 号

市道路線の認定変更について

次のとおり市道路線を認定変更しようとするので、道路法第10条第3項の規定により、
議会の議決を求める。

令和6年（2024年）9月2日提出

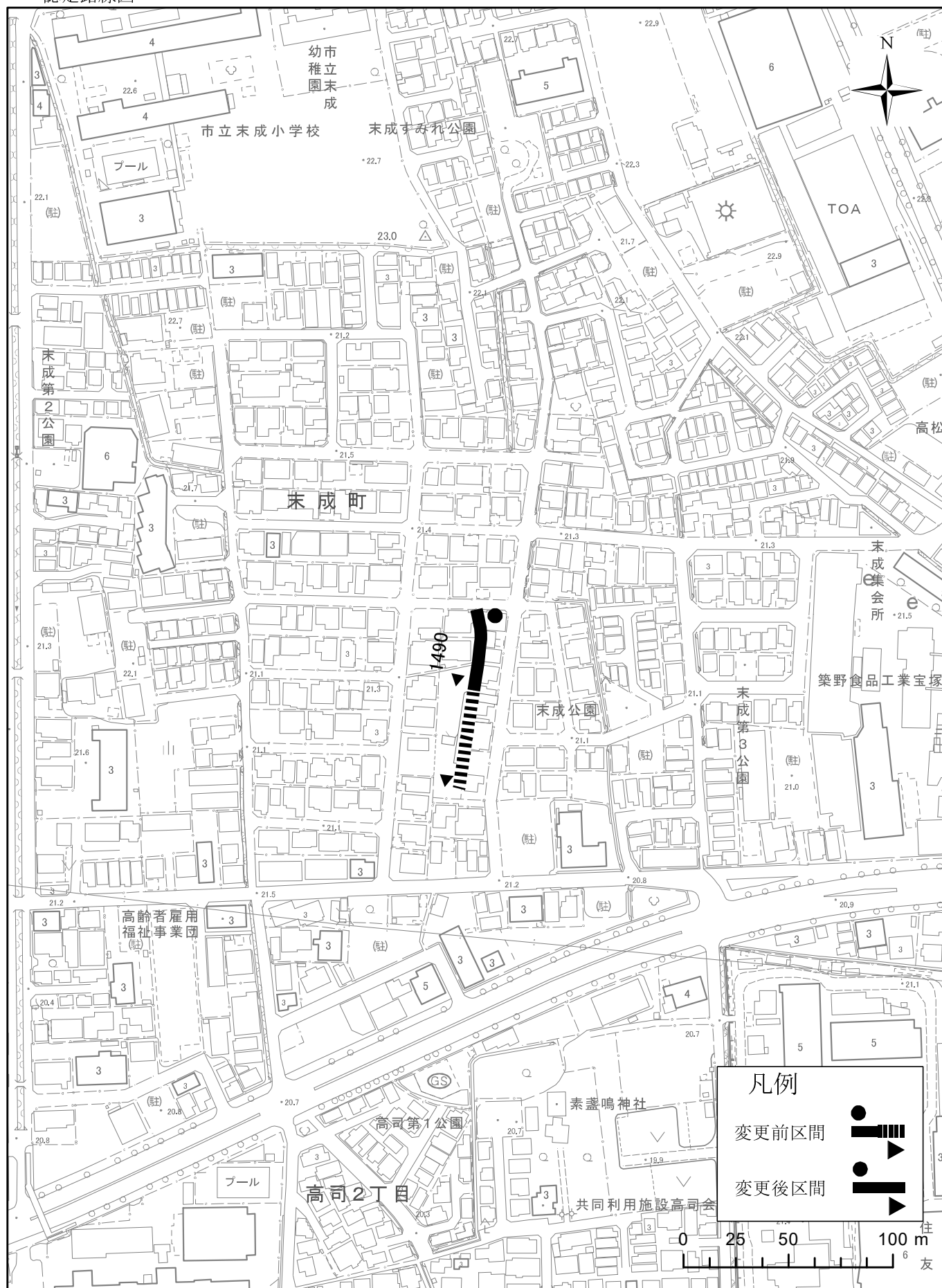
宝塚市長 山 崎 晴 恵

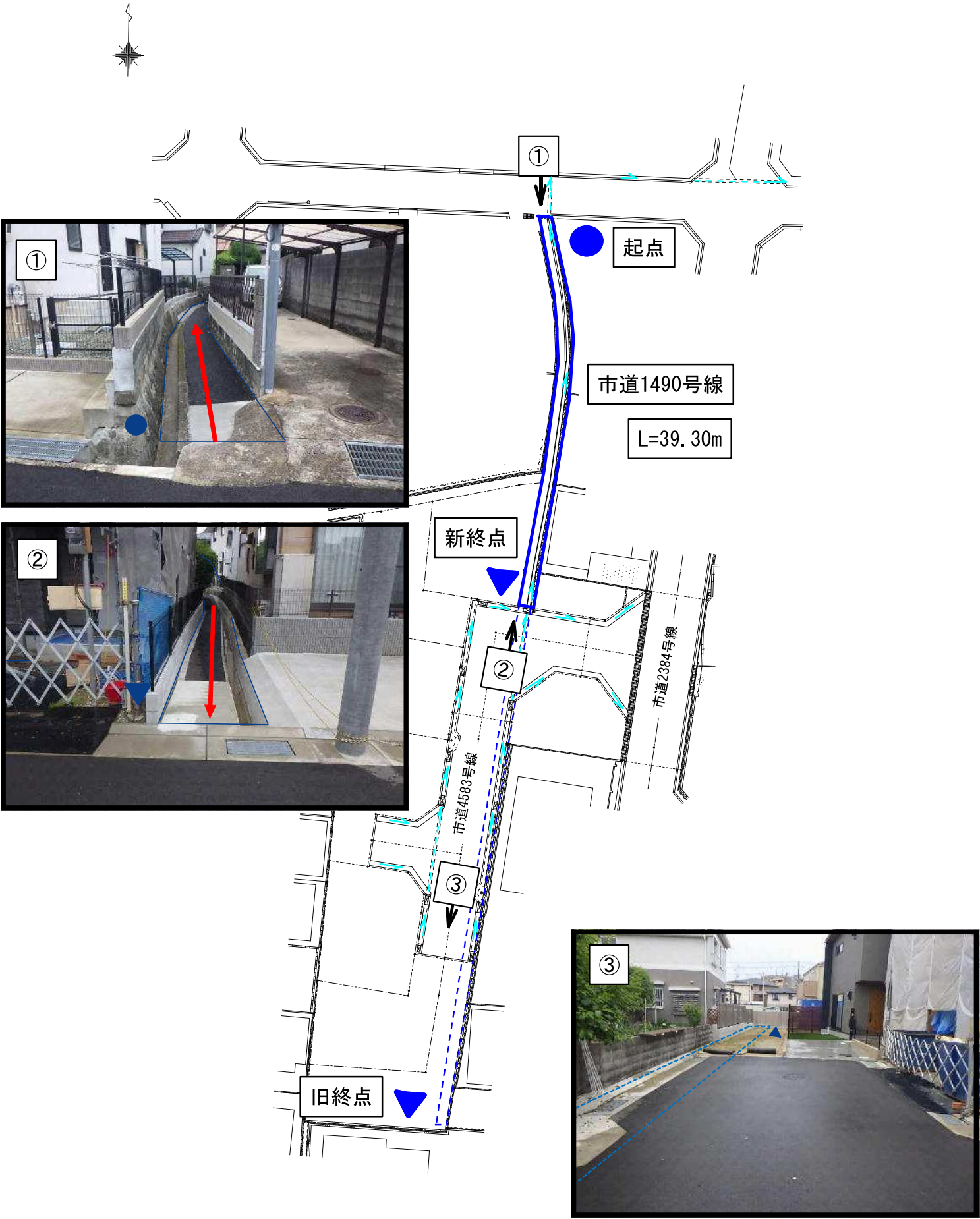
整理 番号	路 線 名		認 定 区 間		重要な 経過地	備 考	
						路 線 延 長	路 線 幅 員
1490	変 更 前	1490号線	起 点	末成町144番		m 92.00	m 最大 0.90
			終 点	末成町152番			最小 0.90
	変 更 後	1490号線	起 点	末成町6番1		m 39.30	m 最大 0.90
			終 点	末成町152番1			最小 0.90

議案第 号

市道路線の認定変更について

認定路線図





議案第 号

市道路線の認定変更について

次のとおり市道路線を認定変更しようとするので、道路法第10条第3項の規定により、
議会の議決を求める。

令和6年（2024年）9月2日提出

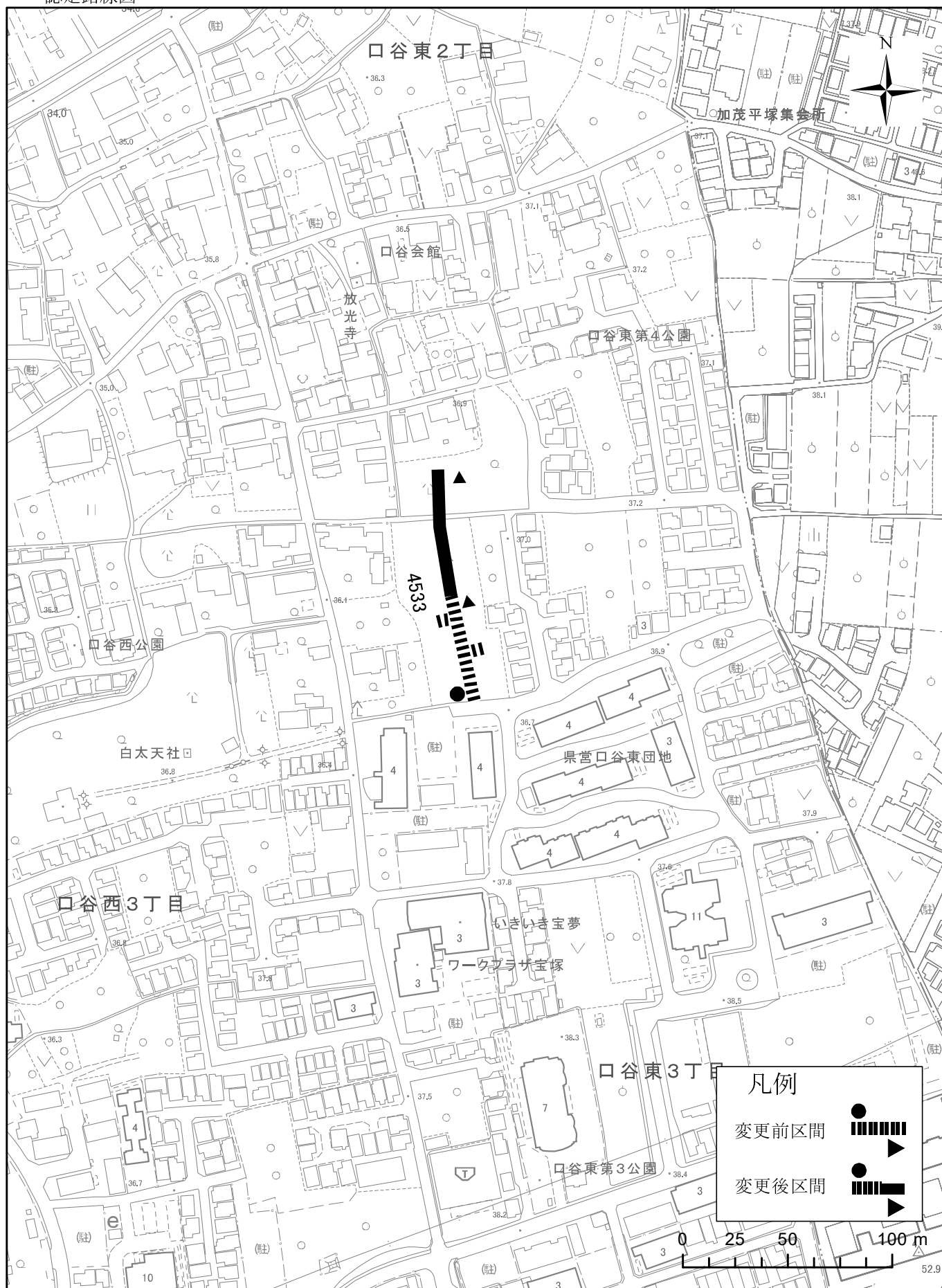
宝塚市長 山 崎 晴 恵

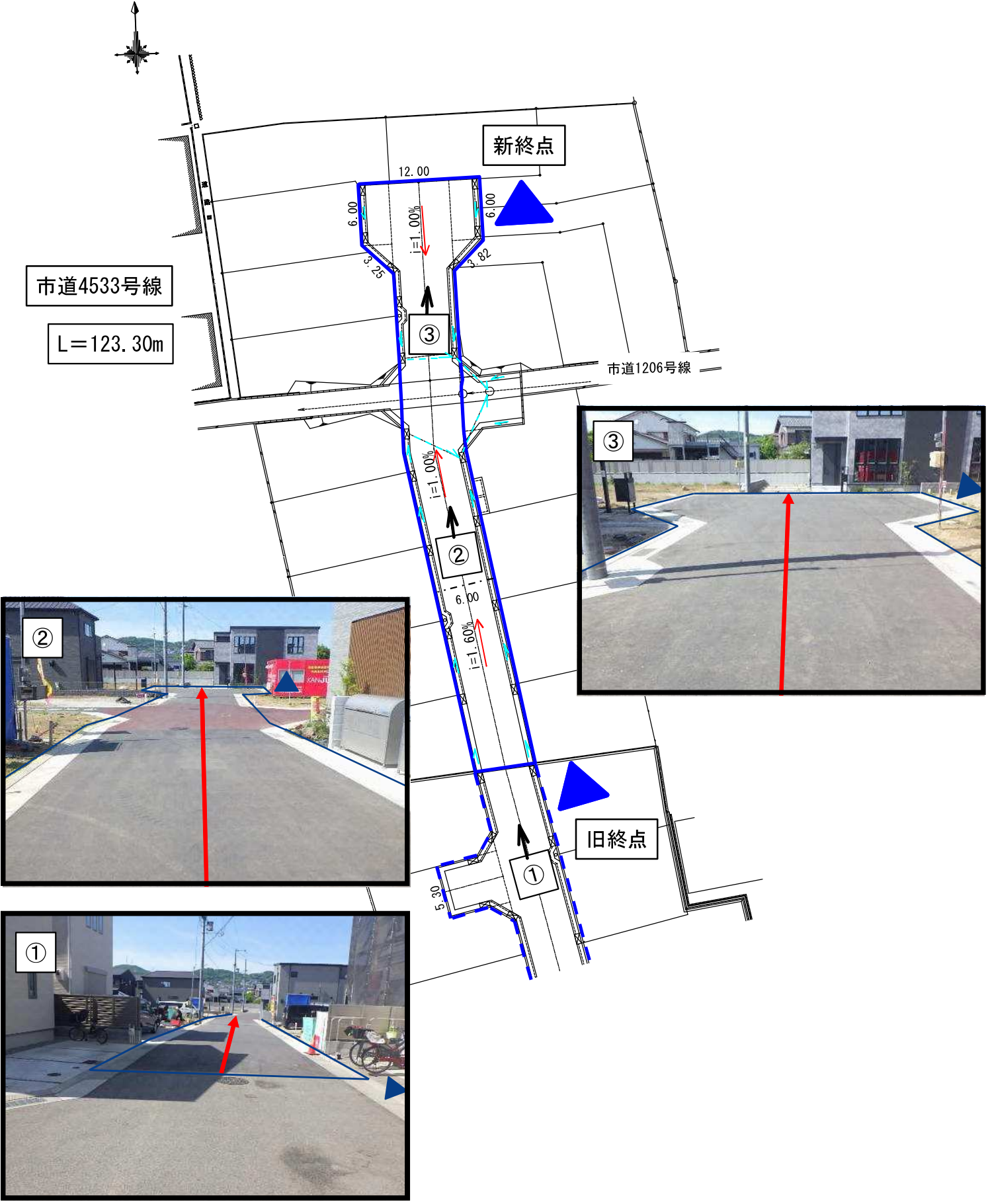
整理 番号	路 線 名		認 定 区 間		重要な 経過地	備 考	
						路 線 延 長	路 線 幅 員
4533	変 更 前	4533号線	起 点	口谷東3丁目21番7		m 64.10	m 最大 6.00
			終 点	口谷東3丁目21番13			最小 5.30
	変 更 後	4533号線	起 点	口谷東3丁目21番7		m 123.30	m 最大 12.00
			終 点	口谷東2丁目23番14			最小 5.30

議案第 号

市道路線の認定変更について

認定路線図





議案第 号～第 号 市道路線の認定及び認定変更について

資料1 提出議案一覧表

議案 番号	路線 番号	起終点地番	備考			
		土地の表示	延長(m)		設備	
		帰属者(起業者)又は寄付者の住所	幅員	最大	舗装	
		帰属者(起業者)又は寄付者		最小	側溝	
	4580	南ひばりガ丘2丁目140番1　～　南ひばりガ丘2丁目140番6	71.05		アスファルト	都市計画法第39条の管理引継及び同法第40条第2項による土地の帰属
		南ひばりガ丘2丁目140番3、140番7				
		川西市小花2丁目10番2号プライムコート川西	最大	6.00	あり	
		たいせい住宅兵庫(株)	最小	5.30	あり	
	4581	千種4丁目184番9　～　千種4丁目184番10	32.70		アスファルト	都市計画法第39条の管理引継及び同法第40条第2項による土地の帰属
		千種4丁目184番1、184番3				
		宝塚市小林1丁目1番39号	最大	10.50	あり	
		(株)エスター	最小	4.50	あり	
	4582	南ひばりガ丘2丁目115番10　～　南ひばりガ丘2丁目115番7	13.80		アスファルト	都市計画法第39条の管理引継及び同法第40条第2項による土地の帰属
		南ひばりガ丘2丁目115番2				
		川西市小花2丁目10番2号プライムコート川西	最大	6.00	あり	
		たいせい住宅兵庫(株)	最小	6.00	あり	
	4583	末成町6番202　～　末成町152番6	53.35		アスファルト	都市計画法第39条の管理引継及び同法第40条第1項、第2項による土地の帰属
		末成町6番203、261番、152番4、152番9、152番10				
		和歌山県黒田1丁目2番17号	最大	6.00	あり	
		アズマハウス(株)	最小	5.30	あり	
	1490	変更前 末成町144番　～　末成町152番	変更前 92.00 変更後 39.30		アスファルト	市道路線の新規認定・廃止基準第3条第1項による市道の一部廃止(道路改良工事等によって代替道路が設置され、効用がなくなったもの) 旧起点の地番、末成町144番は合筆後、末成町6番1に変更 市道4583号線造成のため、市道1490号線の一部廃止
		変更後 末成町6番1　～　末成町152番1				
		-	最大	0.90	あり	
		-				
	4533	-	最小	0.90	あり	
		変更前 口谷東3丁目21番7　～　口谷東3丁目21番13	変更前 64.10 変更後 123.30		アスファルト	都市計画法第39条の管理引継及び同法第40条第2項による土地の帰属
		変更後 口谷東3丁目21番7　～　口谷東2丁目23番14				
		口谷東2丁目23番3、23番8の一部 口谷東3丁目25番1の一部、25番1地先水路、 25番1地先里道、25番3	最大	12.00	あり	
明石市大久保町大窪497番地1	最小	5.30				
関西住宅販売(株)						

議案第 号から第 号まで

市道路線の認定、西宮市道路線の認定の承諾及び市道路線の認定変更について
道路法(抜粋)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。
- 3 市町村長は、特に必要があると認める場合においては、当該市町村の区域をこえて、市町村道の路線を認定することができる。この場合においては、当該市町村長は、関係市町村長の承諾を得なければならない。
- 4 前項後段の場合においては、関係市町村長は、当該市町村の議会の議決を経なければ承諾をすることができない。
- 5 前項の承諾があった場合においては、地方自治法第244条の3第1項の規定の適用については、同項に規定する協議が成立したものとみなす。

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。
- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。